

2024 年度 ASEAN 観光コーディネーター設置業務に係る企画提案募集要項

1 目的

この要項は、ASEAN 観光コーディネーター設置業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

2024 年度 ASEAN 観光コーディネーター設置業務

(2) 業務の内容

別添 1 「2024 年度 ASEAN 観光コーディネーター設置業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から 2025 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

3,239 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 1 年以上引き続き業として本企画提案に類する業務を営んでいること。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日山形県条例第 26 号）の規定により、次のいずれにも該当しない者

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

⑧ 当該国や地域における業務遂行上それぞれの国や地域の法に抵触しないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

下記の書類を提出すること。なお、言語は全て日本語とする。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号） : 5部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 5部
- ③ 企画提案書（様式第3号） : 5部
- ④ 様式第3号に添付する企画提案 : 5部
- ⑤ 経費見積書（任意様式） : 5部

（2）書類の提出期限

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）及び事業者概要書（様式第2号）
2024年3月5日（火）午後5時
- ② 企画提案書（様式第3号）及び経費見積書（任意様式）
2024年3月8日（金）午後5時

(3) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

- ・国内からの郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・海外からの郵送の場合は、EMSに限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ・電子メールでの提出の場合は、それぞれの提出期限の午後5時までに、カラーPDFでそれぞれ1部「10 担当部局」のメールアドレスあてに送付すること。原本（紙）については3月13日（水）午後5時まで「10 担当部局」必着にて持参又は郵送すること。この際、電子メールにて提出された書類の内容の差し替えは認めない。なお、電子メールで提出し、原本（紙）の期限まで提出ない場合は、3（2）②により失格となる。

(5) その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案の内容は様式第3号に添付して提出すること。
- ・A4判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ、横書きを基本とすること。各項下部に通し番号を印字し、目次を付けること。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

- ・企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「ASEAN観光コーディネーター企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。
- ・質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「ASEAN観光コーディネーター設置業務への問い合わせ」として「10 担当部局」あてに送付すること。

(1) 質問書の受付期間

2024年2月26日（月）午後5時までとする。

(2) 質問書への回答

質問書への回答は、質問書提出者に電子メール等で回答するとともに、2024年3月1日（金）までに順次、山形県ホームページに掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、審査基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「ASEAN 観光コーディネーター設置業務企画審査会」(以下「審査会」という。)において行う。なお、審査にあたり、提案者はオンラインによるプレゼンテーションを実施する。(企画提案 15 分、質疑応答 5 分)
- (2) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添 2 「企画提案審査基準」を確認すること。
 - ① 実施方針
 - ② 実施体制
 - ③ 業務遂行
 - ④ 独自提案
 - ⑤ 業務実績
 - ⑥ 経費積算の妥当性
- (3) 上記審査基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者 1 者 (以下「最優秀者」という。) と、次点の提案者 1 者 (以下、「次点者」という。) を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が多数の場合は、企画提案書による第 1 次審査を行う場合がある。この場合、上位 3 者を第 1 次審査通過とし、プレゼンテーションを実施する。
- (5) 提案者が 1 者のみである場合は、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (6) 審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の 6 割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は最優秀者及び次点者の選定の対象としない。
- (7) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

7 企画提案書提出後のスケジュール (予定)

- (1) 審査会 (オンラインによるプレゼンテーション) : 3 月 18 日 (月)
- (2) 審査結果通知 : 3 月下旬
- (3) 契約締結 : 4 月上旬

※詳細については、提案者に別途通知する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、企画提案者と別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合には、この公告は効力を有しない。

10 担当部局

山形県観光文化スポーツ部観光復活推進課 インバウンド推進室

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-2911 F A X：023-630-2367

メール：ykanko#pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信して下さい。